

KC-46Aの安全性について①

- KC-46Aは民間航空機B-767と同等の安全性を有しています。
- KC-46Aの母機であるB-767は、ボーイング社が米国連邦航空局(FAA)から、設計上の安全性等の確認を受けた証明として、「型式証明(TC: Type Certificate)」を取得しています。
- また、B-767を空中給油・輸送機KC-46Aに改修するに当たり、設計上の安全性等についてFAAの確認を受けており、FAAが求める安全性に係る基準を満たしています(空中給油システム等を搭載するための改修に際し、2018年9月、FAAが「追加型式設計承認(STC: Supplemental Type Certificate)」を交付。更に、2021年5月、日本向けの機体に係る「追加型式設計承認(STC)」を交付)。

B-767

- ・ FAAにより、民間航空機としての型式証明(TC)
- ・ 世界各国で運航
- ・ 国内において航空各社が導入しており、米子鬼太郎空港においても就航実績がある。



KC-46A

- ・ 軍用機として認定
- ・ 空中給油システム、軍用通信電子機器の搭載等



- B-767の機体に空中給油システムや軍用通信電子機器等を搭載、改修したKC-46Aについては、米空軍において、それらの機器等も含め、安全性を確認しています。
なお、米空軍は2019年1月の初号機納入以降、KC-46Aを安全に運用しており、合計約180機を導入予定と承知しています。

KC-46Aの安全性について②

- 航空自衛隊に納入されるKC-46Aについて、防衛省においても、機体の納入までに、航空機の安全性の確保に関する訓令に定められている、安全性を確保するために必要な技術上の基準に適合しているかを米空軍の技術資料等により確認しました。

(参考) 航空機の安全性の確保に関する訓令において、「航空機は、航空機の安全性を確保するために必要な技術上の基準に適合しているものでなければ、航空の用に供してはならない。」と定められています。

- その結果を踏まえ、装備品等の部隊使用に関する訓令に基づき、航空幕僚長が防衛大臣に対して、部隊使用の承認申請を行い、防衛大臣として申請の内容が適切であることを確認した上で、本年10月に部隊での使用を承認しました。

- テストフライトも踏まえて作成された米空軍やボーイング社の技術資料等により、航空自衛隊に納入されるKC-46Aの①諸元・性能、②安全性について確認しました。

- 報道されている「技術的課題」についても、上記資料等により技術的な確認を行い、安全に飛行し、任務を行うことが可能であるため、部隊における使用を承認しています。

- 航空自衛隊では、パイロットの技量検定、飛行前後の点検や定期的な整備等をしっかり行い、飛行の安全に万全を期してまいります。

①諸元・性能

- ・ 飛行性能（離着陸、上昇、巡航、飛行荷重、操縦性等）
 - ・ 貨物等搭載能力
 - ・ 空中給油能力
 - ・ 通信能力
- 等



②安全性

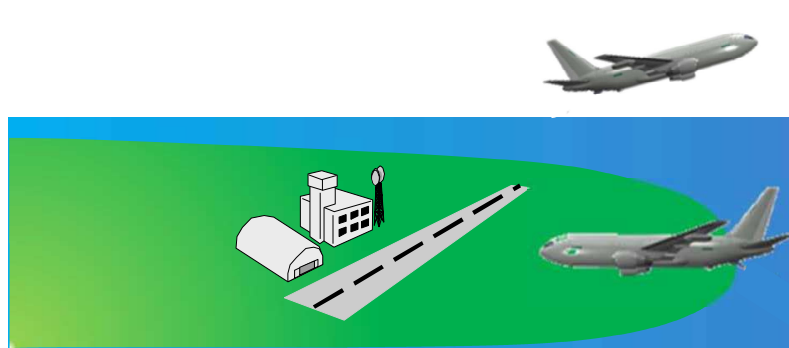
- ・ 飛行（安全に離着陸等ができるか、確実に操縦できるか等）
- ・ 強度（飛行荷重に耐えられるかどうか等）
- ・ 動力装備（エンジン等が適正に作動するか等）
- ・ 装備（搭載されている電子機器や油圧系統が適正に作動するか等）等

報道されているKC-46Aの技術的課題と対応について

- KC-46Aは、世界的に運航されているボーイング社のボーイング767をベースに開発され、機体の安全性は同等です。報道された技術的課題は、空中給油や輸送の機能に関連するものです。
- 技術的課題は、①「飛行の安全」に影響する技術的課題、②「任務遂行」に影響する技術的課題の2種類に分類されます。すでに対策済のものも含め、報道されている技術的課題は7件ありますが、
 - ①「飛行の安全」に影響する技術的課題1件は対策済。
 - ②「任務遂行」に影響する技術的課題は6件のうち1件は対策済。残る5件は米国が改修計画を作成中ですが、運用上の手順を適切に定めるといった対策により、安全に任務を行うことが可能です。(次ページ以降で技術的課題の内容をご説明します。)

①飛行の安全（離着陸、基地～訓練空域間の飛行）

飛行の安全は確認済



②任務遂行



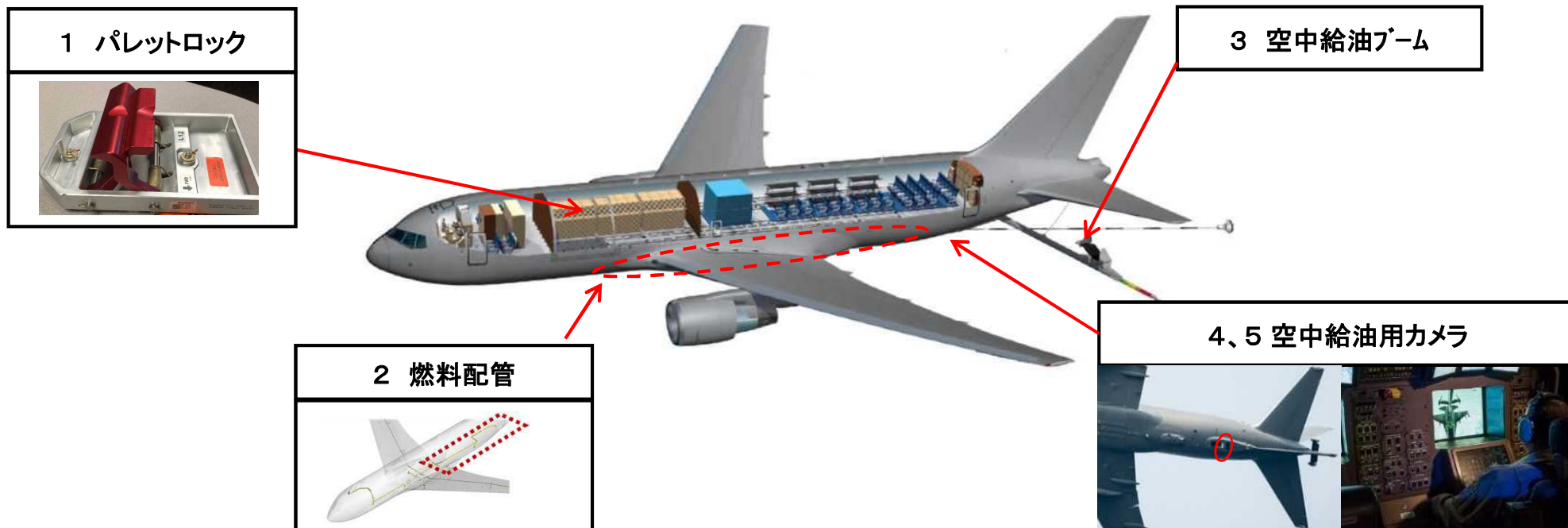
任務を行う上で制約!



安全に実施可能

KC-46Aについて、現時点において、飛行の安全に影響する技術的課題はないことを確認しており、また、任務遂行に影響する技術的課題についても必要な対策をとることにより、安全に飛行し、任務を行うことが可能です。したがって、美保基地周辺の安全を脅かすものではありません。

技術的課題の全体像①



	分類	部位	概要	影響と対策
1	①飛行安全	パレットロック (固定器具)	貨物搭載用の運搬台を固定する器具に緩みが発生	固定を強化する新たな器具に換装することで対策済
2	②任務遂行	燃料配管	燃料配管同士の接続部分から、規定値以上の燃料の染み出しが発生	接続部分の部品(パッキン)を新たな部品に換装することで対策済
3	②任務遂行	空中給油ブーム (給油用の管)	機体重量に対し低推力の機体(A-10)への給油中に、ブームが機体の動きにあわせて作動しない	<ul style="list-style-type: none"> 空自はA-10のような機体を保有していないため当該技術的課題が発生する見込みなし 米側が2023年以降に改修のための設計及び改修作業を予定
4	②任務遂行	空中給油用カメラ	太陽との位置によりカメラ画像が不鮮明になる	<ul style="list-style-type: none"> 当該技術的課題発生時には空中給油を開始しない、中止するという手順を定めることで安全な任務遂行が可能
5	②任務遂行	空中給油用カメラ	カメラ画像が不鮮明になった場合に、意図せずブームが受油機に接触	<ul style="list-style-type: none"> 米側が再設計に取り組んでおり、2023年度に飛行試験を予定

技術的課題の全体像②

6 空中給油レセプタクルのドレイン配管(※)

(※)給油口付近にたまった余分な燃料や水分を機外に排出するための配管

7 飛行管理システム(※)

(※)飛行管理(航法、操縦、推力調整等)を自動的に行うシステム



	分類	部位	概要	影響と対策
6	②任務遂行	空中給油レセプタクル(受油口)	長時間の低温状態での屋外駐機の際、降雨等により空中給油レセプタクルのドレイン配管に水分がたまり、その水分が凍って膨張することにより、き裂が発生	<ul style="list-style-type: none"> ・1.1℃未満での屋外駐機時には、ドレイン配管内に水分がたまらないよう、機首を水平または、わずかに上げた状態で駐機するという手順を実施するとともに、飛行前の点検等を実施することにより、安全な任務遂行が可能 ・米側:2023年以降にドレイン配管の改修を予定
7	②任務遂行	飛行管理システム	計器から高度及び経路等の指示が表示されなくなり、自動操縦で計画した経路を飛行できなくなる事象が発生する可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・この事象が発生した時点で操縦者に情報が与えられるとともに、自動操縦から手動操縦に切り替わる。 ・この事象は、ボーイング社のフライトマニュアルに従い、経路等の飛行に必要な情報を再設定することにより解消される。 ・また、この事象が発生した状態でも、飛行管理システムの全ての機能が失われるわけではないため、自動操縦の代わりに手動で操縦することにより、安全に飛行が可能 ・更に、操縦者は、自動操縦時もすぐに手動操縦への切り替えが可能な状態を保っており、安全に問題はなし。 ・米側:2022年度にソフトウェアの更新予定

KC-46A等の配備計画及び関連施設整備の進捗状況について

		平成30年度まで	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降	
KC-46A  全幅:約48m 全高:約16m 全長:約51m 最大積載量 ・貨物:約30t ・燃料:約212,000lbs 航続距離:約9,400km	配備計画				2機配備予定		2機配備予定	2機配備予定	
	整備格納庫						工事	----->	
	燃料系統整備格納庫	設計	----->	工事	----->				
	駐機場等								
	駐機場	設計	----->	工事	----->	工事	----->		
	洗機場		設計	----->	工事	----->			
	燃料施設								
	給油施設	設計	----->	工事	----->				
	燃料タンク	設計	----->	工事	----->		工事	----->	
	燃料事務室	設計	----->		工事	----->			
	消防署							工事	----->
	特高受電所	設計	----->	工事	----->				
	飛行指揮所		設計	----->	工事	----->			
	訓練施設				設計	----->	工事	----->	

※ 現時点での計画であり、変更となる可能性がある。

		平成30年度まで	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
C-2		8機配備	1機配備	1機配備				
CH-47		2機配備				2機配備予定(時期未定)		
T-400					約10機移動			

騒音測定地点(位置図)



※ 測定地点は、自治体の希望箇所(13か所:境港市5か所、米子市4か所、松江市4か所)に、美保基地内の1カ所を加えた計14か所

デモフライトの音の測定結果(10/29(金))

渡小学校グラウンド南		
機種	C-2	KC-46A
最大値	-/54/62/64	54/58/62/66

余子駅前公園		
機種	C-2	KC-46A
最大値	-/56/60	-/60/62

江島老人集会所		
機種	C-2	KC-46A
最大値	-/61/62	-/60/71/72

三軒屋町会館		
機種	C-2	KC-46A
最大値	-/55/57	-/58/64/67

大塚山公園		
機種	C-2	KC-46A
最大値	-/69/71	-/76/78

中浜公民館(常設)		
機種	C-2	KC-46A
最大値	66/69/70/70	69/70/70/73

波入公民館(常設)		
機種	C-2	KC-46A
最大値	62/63/66/66	64/66/66/77

大東工業前公園		
機種	C-2	KC-46A
最大値	72/73/74/75	69/71/71/72

波入港親水公園		
機種	C-2	KC-46A
最大値	57/63/64/66	-/59/67/77

和田地区福祉センター		
機種	C-2	KC-46A
最大値	-/-/-/-	-/-/-/-

美保基地		
機種	C-2	KC-46A
最大値	76/78/79/83	79/81/81/86

大篠津公民館		
機種	C-2	KC-46A
最大値	73/74/75/75	68/69/69/74

崎津公民館		
機種	C-2	KC-46A
最大値	-/57/59	57/57/57/63

米子市大篠津町民家(常設)		
機種	C-2	KC-46A
最大値	68/70/73/73	65/66/69/71

- 24 -

(参考) 音のレベルの例
 90dB...パチンコ店内程度の音量
 80dB...交通量の多い道路程度の音量
 70dB...さわがしい事務室程度の音量
 60dB...普通の会話程度の音量
 50dB...静かな事務室程度の音量

※ C-2、KC-46Aともに南北の場周経路を各2周飛行し、美保基地ではローアプローチを4回実施。
 ※ 数値は、デモフライトの際に確認された音の最大値の速報値。単位はdb(デシベル)。
 ※ 測定結果は暗騒音レベルから10db以上の音を記載しており、「-」は暗騒音レベルから10db未滿又は航空機騒音を
 確認できなかった場合。

10月29日実施のKC-46A展示飛行に係る美保基地周辺における騒音測定結果一覧表

令和3年11月25日
市町村課

複数回飛行のうち、騒音値が大きいものから4つ記載

単位：dB(デシベル)

機 種	国(防衛局)測定地点										県測定地点	
	A 渡小グラウンド南 (境港市)	B 余子駅前公園 (境港市)	C 三軒屋町会館 (境港市)	D 中浜公民館※1 (境港市)	E 大東工業前公園 (境港市)	F 美保基地 (境港市)	G 大篠津公民館 (米子市)	H 大篠津町民家※1 (米子市)	I 和田地区福祉センター (米子市)	J 崎津公民館 (米子市)	1 財ノ木町会館 (境港市)	2 崎津公民館 (米子市)
C-2	64	60	57	70	75	83	75	73	-	59	75	63
	62	56	55	70	74	79	75	73	-	57	72	-
	54	-	-	69	73	78	74	70	-	-	72	-
	-	-	-	66	72	76	73	68	-	-	71	-
KC-46A	66	62	67	73	72	86	74	71	-	63	73	63
	62	60	64	70	71	81	69	69	-	57	72	61
	58	-	58	70	71	81	69	66	-	57	71	-
	54	-	-	69	69	79	68	65	-	57	71	-

国測定地点の「-」: 測定結果は暗騒音レベルから10db以上の音を記載しており、暗騒音レベルから10db未満または航空騒音を確認できなかったもの。
県測定地点の「-」: 測定場所において騒音把握条件(60デシベルを超え、且つ継続時間が5秒を超える)を満たす音がなかったもの。
※1 常時騒音測定地点

<参考> 展示飛行中の民間航空機の騒音データ

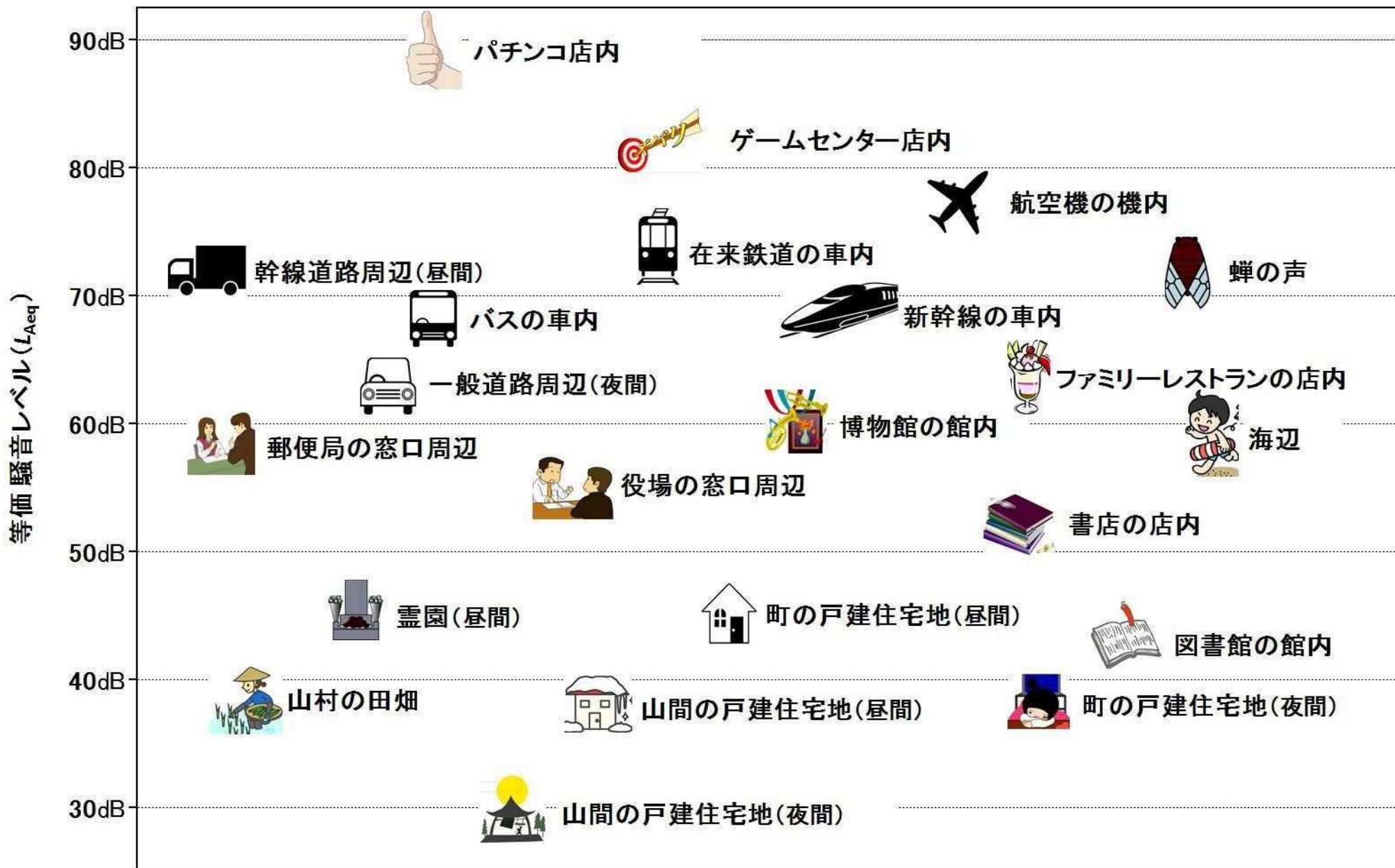
場所	最大騒音レベル	機体
財ノ木町会館	79デシベル	ボーイング767-300ER
	72デシベル	エアバスA321

※飛行経路、飛行形態、飛行高度等がC-2輸送機及びKC-46Aと同一でないため、単純比較はできない。
※崎津公民館では、測定地点の他の音と飛行による音の区別がつかず、騒音レベルが特定できなかった。

騒音の目安については別紙参照

騒音の目安(地方都市・山村部用)

別紙



空中給油・輸送機配備に係る確認事項等(鳥取県)

令和3年11月10日 中国四国防衛局回答

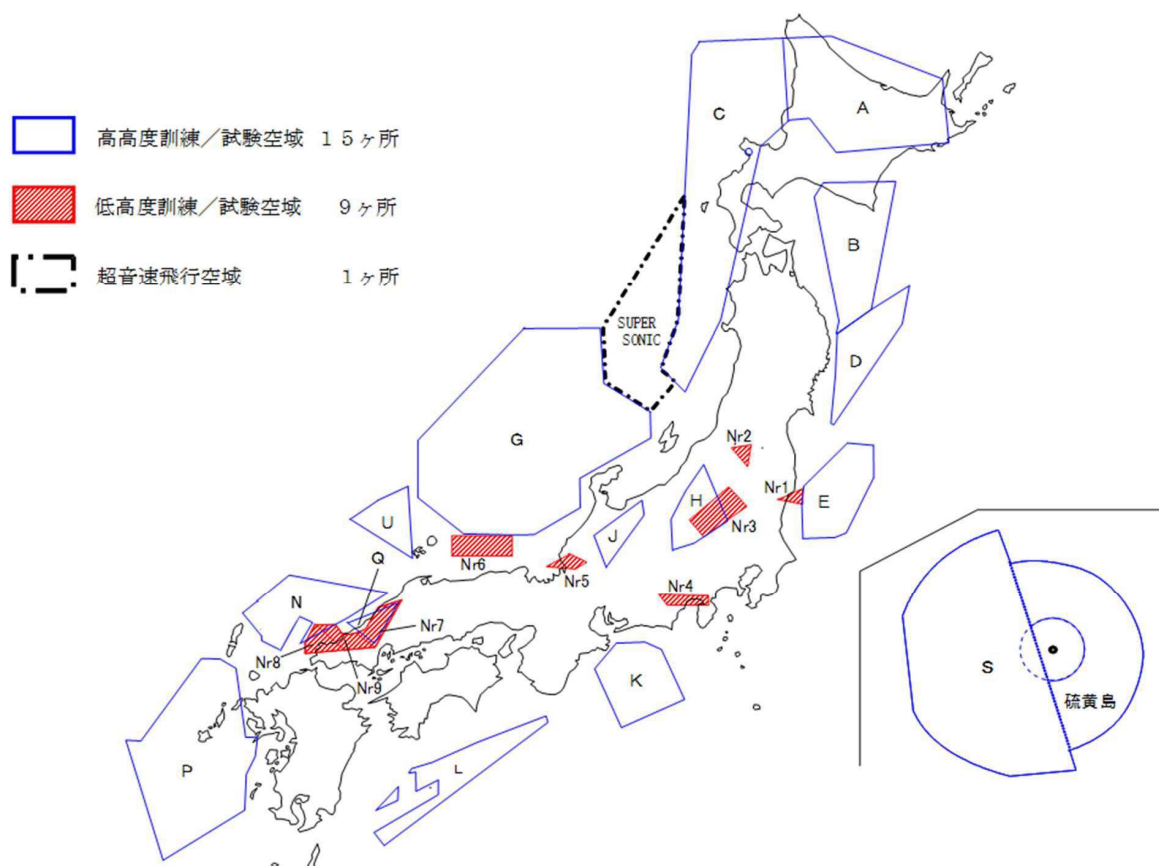
番号	確認事項	回答
1	空中給油・輸送機配備の目的・必要性はなにか。	<p>我が国の防衛態勢について、過去においては、我が国領空に接近するおそれのある航空機を発見した後、戦闘機を地上から発進させることで、これに対処することが基本的に可能でありました。しかしながら、レーダーによる探知が困難な航空機のステルス化や、搭載ミサイルの長期射程化が進んだ現在においては、戦闘機をあらかじめ空中で警戒のために継続的に待機させ、目標発見後、より遠方で直ちにこれに対処し得るよう、空中警戒待機の態勢を整えることが、我が国の防空を全うする上で不可欠となっています。</p> <p>このため、平成25年に閣議決定された防衛計画の大綱においては、戦闘機部隊等が我が国周辺空域等で各種作戦を持続的に遂行し得るよう、空中給油・輸送部隊を1個飛行隊から2個飛行隊に増勢することとされました。</p> <p>これを踏まえ、中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)においては、航空優勢の獲得・維持のため、新たな空中給油・輸送機3機の整備が計画され、KC-46A2機を取得する経費を計上しました。</p> <p>更に、平成30年に閣議決定された防衛計画の大綱においては、戦闘機部隊、警戒航空部隊等が各種作戦を広域かつ持続的に遂行し得るよう、増強された空中給油・輸送部隊を保持することとされました。</p> <p>これを踏まえ、中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)においては、太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域において、戦闘機とその支援機能が一体となって我が国の防空等を総合的な態勢で行い得るよう、KC-46A4機の整備が計画され、同4機を取得することとしたものです。</p>
2	空中給油・輸送機配備が美保基地に決定した理由はなにか。	<p>配備基地については、航空自衛隊のすべての飛行場を対象とし、KC-46Aの運用に必要な施設整備の地積が確保できること、南西地域を重視しつつ、必要な空域全般へ進出し、所要の給油能力を発揮できること等の観点から総合的に検討・評価を行いました。</p> <p>その結果、美保基地は必要な空域全般への進出に極めて有利であることに加え、南西地域への迅速な進出を可能とする位置にあることから、KC-46Aの配備基地として最適であるとの結論を得たことより決定したものです。</p>
3	空中給油・輸送機の配備により、美保基地の位置づけ、性格はどうなるのか。変化は生じるとすればどのようなことか。	<p>空中給油・輸送機には、空中給油機能及び輸送機能の2つの機能があり、いずれも作戦を支援するための機能です。既に、C-2輸送機が配備されている美保基地に、新たに空中給油・輸送機を配備しても、美保基地の位置づけを変化させるものではないと認識しています。</p>
4	最終的に、美保基地には空中給油・輸送機は何機配備されるのか。その具体的な配備スケジュールはどのようになるのか。	<p>平成30年12月に閣議決定された中期防衛力整備計画において、それ以前の取得機数(2機)と合わせ、計6機のKC-46Aの取得が決定されましたが、美保基地における最終的な配備機数については、防衛上の所要と厳しい財政状況等を踏まえながら、各年度の予算編成のプロセスの中で決定されるものであるため、現段階において最終的な配備機数については決まっていません。</p> <p>なお、現時点では、令和5年度に2機、令和6年度以降に2機の納入を予定しており、これらの機体については、全て美保基地へ配備することを考えています。</p>
5	空中給油・輸送機(KC-46A)を含め、美保基地における航空機の機数が増加する場合は、地元自治体に対してどのように対応するのか。	<p>航空機の機数については、一般的に、安全保障環境の変化や運用上の所要により変動することがあり得ますが、増加する場合には、地元自治体への速やかな情報提供に努めるとともに、その意向に配慮しつつ、適切に対応してまいります。</p>

番号	確認事項	回答
6	<p>美保基地に配備される空中給油・輸送機の安全性は担保されているか。その根拠はなにか。平成29年3月29日付けの県からの回答で示した条件1のとおり安全面の検証としてどのようなことを行ったのか。また、同条件2の安全運航の安全対策は、どのようなことを行い、又は行うのか。</p>	<p>【条件1】 航空自衛隊に納入されるKC-46Aの安全性については、機体の納入までに、防衛省において、航空機の安全性の確保に関する訓令に定められている、安全性を確保するために必要な技術上の基準に適合しているかを確認しました。その結果を踏まえ、装備品等の部隊使用に関する訓令に基づき、航空幕僚長が防衛大臣に対して部隊使用の承認申請を行い、防衛大臣として申請の内容が適切であるかを確認した上で、承認しています。</p> <p>【条件2】 また、航空自衛隊では飛行内容に応じて、厳正に操縦者等の資格管理を行っており、それらの飛行に十分な技量を有しているかを確認するため、定期的に検定を実施するとともに、飛行前後における点検や定期的な整備等をしっかり行うことで、飛行の安全に万全を期してまいります。</p>
7	<p>美保基地に配備される空中給油・輸送機の空中給油・輸送機で空中給油が可能な自衛隊及び米軍の具体的な機種は何か。また、どの基地に配備されているものか。</p>	<p>美保基地に配備される空中給油・輸送機が空中給油可能な自衛隊機及び同機の配備基地については、現時点で以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・F-15（千歳、浜松、小松、岐阜、新田原、那覇） ・F-35A（三沢） ・KC-46A（美保） <p>また、F-2やC-2といったその他の自衛隊の航空機についても、必要な検証等を行った上で空中給油可能となる予定です。</p> <p>なお、米軍機への空中給油について、その実施は排除されていませんが、具体的な機種についてお答えすることは困難です。</p>
8	<p>美保基地に配備される空中給油・輸送機の空中給油訓練及び飛行訓練に係る訓練空域はどこか図示されたい。</p>	<p>美保基地に配備後のKC-46Aの教育訓練については、現在検討を行っている段階であり、現時点で詳細をお答えするのは困難ですが、基本的には、KC-46Aの習熟（操縦）飛行訓練については、現在、美保基地に配備されているC-2と同様に、鳥取県沖に設定している訓練空域（※）を使用し、空中給油訓練については、給油対象となる戦闘機等が配備された基地の近隣の訓練空域で実施することを想定しております。（別図のとおり）</p> <p>なお、美保基地上空や市街地上空で空中給油訓練を行うことは想定しておりません。</p> <p>※ U空域（自衛隊高高度訓練／試験空域） エリア6空域（自衛隊低高度訓練／試験空域） X-12空域（臨時訓練空域）</p>
9	<p>美保基地に配備される空中給油・輸送機の離着陸の訓練回数は、どの程度の頻度になるのか。</p>	<p>KC-46Aの教育訓練内容や頻度などの運用要領等については、現在検討を行っている段階であり、訓練及び離着陸の回数がどの程度になるのかお答えするのは困難ですが、一般的にパイロット等の乗組員の技量の維持・向上を図るためには、教育訓練を実施する必要がある、具体的な運用要領等は、運用試験の結果を踏まえて決めることとしています。</p> <p>また、空中給油訓練の頻度はKC-46A及び戦闘機等操縦者の技量の維持・向上の進捗具合によって都度決定されるものとなります。</p> <p>いずれにしても、地元にお知らせできる情報が得られ次第、ご説明したいと考えております。</p>
10	<p>美保基地に配備される空中給油・輸送機の飛行訓練及び空中給油の訓練は、それぞれどの程度の頻度で行うのか。</p>	
11	<p>空中給油・輸送機の離発着時間の想定はどのようなものか。現在の運用時間より延長されるか。</p>	<p>現在、美保基地での訓練に係る運用時間については、地域の皆様のご理解・ご協力の下、通常午前7時から日没最大2時間半を限度として運用しております。</p> <p>現時点でKC-46Aの配備に伴う美保基地での訓練に係る運用時間について申し上げることは困難ですが、KC-46Aと同種のKC-767を運用している小牧基地については、訓練としては最大で午前7時から午後10時までの運用としており、こうしたことを踏まえつつ、基地周辺住民の皆様の過度なご負担となることがないように努めてまいります。</p>

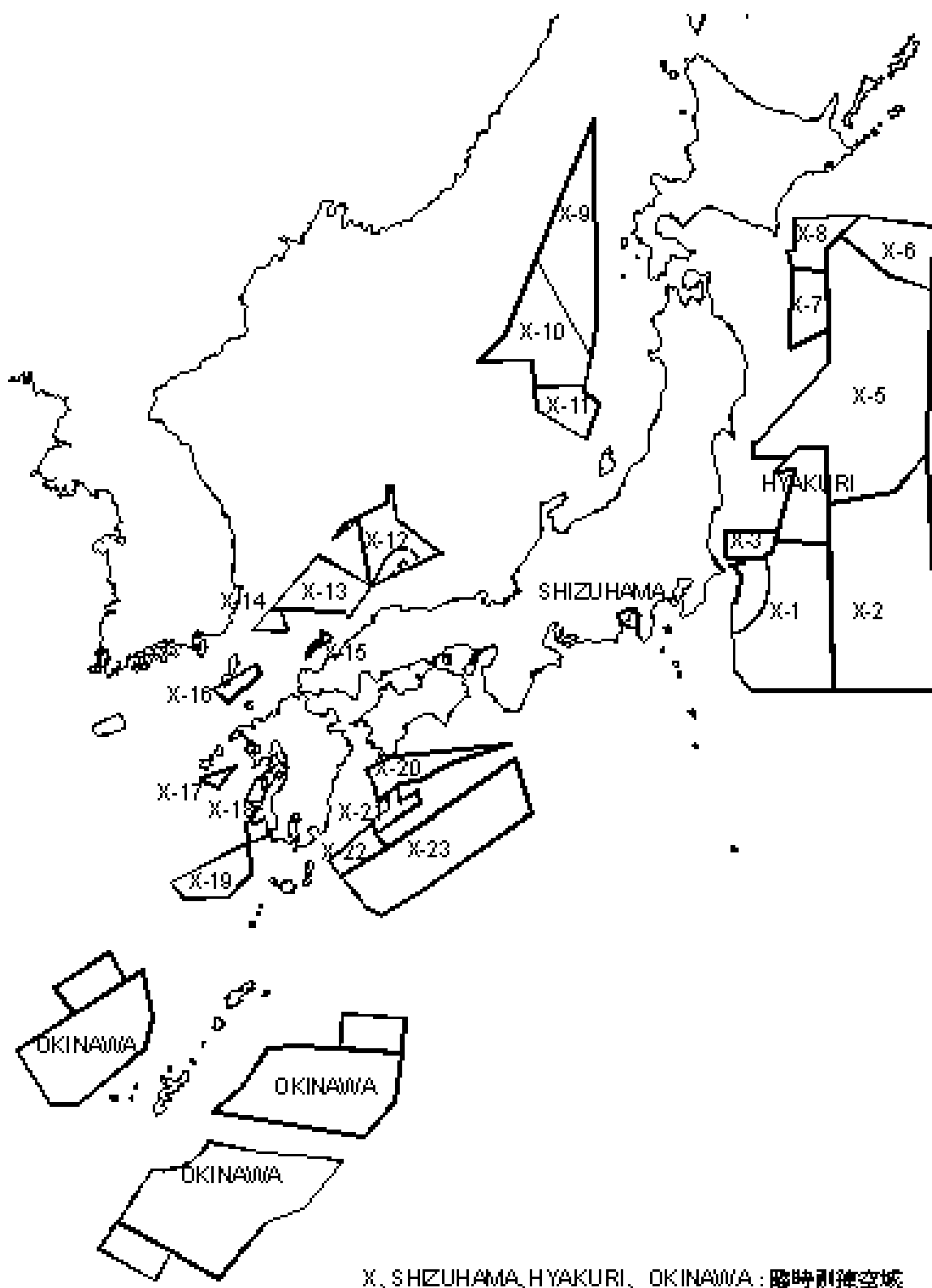
番号	確認事項	回答
12	<p>空中給油・輸送機配備に伴い、美保基地での日米共同統合演習が増加したり、米軍の訓練移転の受け皿となるようなことに繋がることはないか。</p>	<p>日米共同統合演習については、現在のところ増加するような計画はありません。</p> <p>米軍の訓練移転については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度以降、米軍の嘉手納、三沢及び岩国飛行場から自衛隊の千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原基地へ航空機の訓練移転 ○ 平成23年以降、グアム等への航空機の訓練移転 ○ 平成28年以降、普天間飛行場から沖縄県外へMV-22オスプレイ等の訓練移転 <p>について、順次、実施していますが、現時点において美保基地における具体的な計画はありません。</p>
13	<p>美保基地に配備される予定の空中給油・輸送機が、航空自衛隊の戦闘機にも給油を行うのであれば、戦闘行為と一体化することとなり美保基地の性格が単なる教育輸送基地という位置付けではなくするという指摘や、攻撃対象になるのではないかと指摘を受けるのではないかと懸念についてどう考えているか。</p>	<p>KC-46Aには、空中給油機能及び輸送機能の2つの機能があり、いずれも作戦を支援するための機能です。既に、C-2輸送機が配備されている美保基地に、KC-46Aを配備しても、美保基地の位置づけを変化させるものではないと認識しています。</p> <p>また、攻撃対象になるのではないかとご指摘については、航空自衛隊の基地は、いずれも航空防衛力の発揮に不可欠な機能を有しており、国防上の位置付けにおいて異なることはないものと考えています。</p> <p>よって、今般、KC-46Aが配備されたとしても、それを理由としてその基地が他国から攻撃される可能性が高まることはないかと認識しています。</p>
14	<p>燃料施設その他の地上施設について、どのような安全対策を講じているか。</p>	<p>KC-46Aの配備に伴い必要となる燃料施設及びその他関連施設については、国内法（消防法等）に基づき設計を行い、所管消防等へ必要な手続きを行っており、安全性は確保されております。</p> <p>また、燃料タンク本体には火災を感知して自動で消火薬剤が放出する消火設備を備え、周囲にも火災に備えた屋外消火栓を設置しています。</p> <p>いずれにしても、基地内の施設に係る安全対策については、万全を期してまいります。</p>
15	<p>空中給油・輸送機の配備及びその関連施設整備は、民航機の運航に影響（滑走路、管制面での制限等）を及ぼすことはないか。</p>	<p>空中給油・輸送機の配備及びその関連施設整備にあたっては、民航機の運航に影響を及ぼすことがないよう、引き続き、努めてまいります。</p>
16	<p>技術的課題については、部隊使用の承認により確認されたのか。承認と技術的課題との関係について示されたい。</p>	<p>通常、軍用機に関する技術的課題は、①「飛行の安全」に影響する技術的課題と、②「任務遂行」に影響する技術的課題の2種類に分類されます。KC-46Aの技術的課題は7件ありますが、このうち、①「飛行の安全」に影響する技術的課題1件は対策済みであり、②「任務遂行」に影響する技術的課題は、6件のうち1件は対策済みです。残り5件は、米国が改修計画を作成中ですが、運用上の手順を適切に定めるといった対策により、安全に任務を行うことが可能です。</p> <p>したがって、KC-46Aについて、飛行の安全に影響する技術的課題はないことを確認しており、また、任務遂行に影響する技術的課題についても必要な対策をとることにより、安全に飛行し、任務を行うことが可能であるため、このような技術的な確認も踏まえつつ、装備品等の部隊使用に関する訓令に基づく手続きを経て、防衛大臣が部隊における使用を承認しています。</p>
17	<p>新たな技術的課題の飛行や任務に与える影響について示されたい。</p>	<p>通常、軍用機に関する技術的課題は、①「飛行の安全」に影響する技術的課題と、②「任務遂行」に影響する技術的課題の2種類に分類されます。KC-46Aに関しては、報道されている空中給油と自動操縦の機能に関連する2件の技術的課題に加え、すでに対策済みのもも含めると、技術的課題は7件ありますが、このうち、①「飛行の安全」に影響する技術的課題1件は対策済みであり、②「任務遂行」に影響する技術的課題は、今回の2件を含め6件のうち1件は対策済みです。</p> <p>今回の2件を含めた残る5件は、米国が改修計画を作成中ですが、運用上の手順を適切に定めるといった対策により、安全に任務を行うことが可能です。</p> <p>したがって、KC-46Aについては、飛行の安全に影響する技術的課題はないことを確認しており、また、任務遂行に影響する技術的課題についても必要な対策をとることにより、安全に飛行し、任務を行うことが可能です。このため、KC-46Aは、美保基地周辺の安全を脅かすものではありません。</p>

番号	確認事項	回答
18	<p>平成29年3月29日付けの県からの回答で示した条件4の生活環境整備や地域振興について、平成28年度以降どのような措置を講じたのか。また、前提条件の特定防衛施設周辺整備調整交付金及び防衛施設整備事業の平成28年度以降の措置の状況は、どうか。これらについて、今後の予定はどうか。</p>	<p>美保基地周辺における生活環境や地域振興については、米子市、境港市のご要望を十分に伺いながら、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、適切に対応してまいります。</p> <p>また、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、KC-46Aの配備後における運用の実態を踏まえ、同法律に基づき、適切に対応してまいります。</p> <p>(補助事業実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度 鳥取県：16,811千円、米子市：142,904千円、境港市：333,604千円、鳥取県西部広域行政管理組合：9,754千円、法人：14,615千円、個人：47,173千円 ・平成29年度 鳥取県：164,430千円、米子市：131,452千円、境港市：131,855千円、法人：5,258千円、個人：20,947千円 ・平成30年度 鳥取県：20,570千円、米子市：249,698千円、境港市：86,050千円、鳥取県西部広域行政管理組合：15,582千円、法人：3,183千円、個人：28,370千円 ・令和元年度 米子市：177,663千円、境港市：640,209千円、法人：14,244千円、個人：35,327千円 ・令和2年度 米子市：175,950千円、境港市：663,881千円、鳥取県西部広域行政管理組合：18,879千円、法人：1,590千円、個人：36,965千円 <p>(交付金交付実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度 米子市：78,054千円、境港市：106,692千円 ・平成29年度 米子市：80,231千円、境港市：110,122千円 ・平成30年度 米子市：82,590千円、境港市：113,698千円 ・令和元年度 米子市：82,177千円、境港市：119,030千円 ・令和2年度 米子市：87,257千円、境港市：126,451千円 ・令和3年度 米子市：87,700千円、境港市：126,819千円
19	<p>空中給油・輸送機は戦闘機の長距離飛行を行うために必要なものであり、敵基地攻撃能力保有につながる可能性があるのではないか、また、このことが、専守防衛という防衛の基本的な方針に影響を与えるのではないかとということについてどのように考えているか。</p>	<p>空中給油・輸送機は、太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域において、戦闘機とその支援機能が一体となって我が国の防空等を総合的な態勢で行い得るよう配備するものであり、いわゆる敵基地攻撃を目的としたものではありません。</p> <p>また、「専守防衛」は、憲法の精神にのっとり、我が国防衛の基本方針であり、今後とも、これを堅持してまいります。</p> <p>(参考)</p> <p>「専守防衛」とは</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、 ② その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、 ③ また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限る <p>など、憲法の精神にのっとり受動的な防衛戦略の姿勢をいう</p>

1 自衛隊の空域（高高度訓練／試験空域、低高度訓練／試験空域、超音速飛行空域）



2 自衛隊の臨時訓練空域



美保飛行場周辺における生活環境の整備、地域振興等について

(昭和54年1月26日 閣議了解)

政府は、美保飛行場のジェット輸送機の運航が周辺地域社会に及ぼす影響を考慮し、現に実施している施策を積極的に推進するとともに、次のとおり措置するものとする。

- 1 周辺整備事業については、関係地方公共団体の計画を十分に尊重し、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、予算の範囲内において積極的に推進するものとする。
- 2 周辺民家のうち、移転を希望する者の移転の補償等については、速やかに実施するよう努めるものとする。
- 3 ジェット輸送機等の運航により生ずる騒音の状況を常時的確には握するため、関係地方公共団体と協議の上、適切な措置を採るものとする。
- 4 移転補償の対象区域に居住する者に対する住宅の防音工事の助成については、関係地方公共団体と協議の上、実費に則し適切な措置を採るものとする。
- 5 2の移転措置に伴い国が買い入れた土地について関係地方公共団体が公共目的のための利用計画を有する場合には、緩衝地帯としての目的に反しない限り、その利用を認めるものとする。

前記のほか、関係市町村の区域における生活環境の整備及び地域の振興には特段の配慮をするものとする。

なお、当地方の航空需要の増加にかんがみ、美保飛行場の整備を進める。



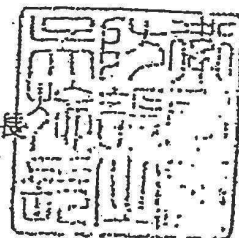
防衛省令様式 105

施兵第 1655 号 (KFP.)

昭和 60 年 3 月 / 日

鳥 取 県 知 事 殿

呉防衛施設局長



美保基地への輸送機の配備について(回答)

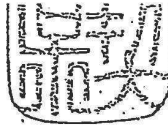
参照：昭. 60. 2. 26. 付発企第 22 号

「美保飛行場への輸送機の配備について
〔依頼〕」

参照文書により依頼のありました貴県の要請
については、了承いたします。

また、使用機種を変更する場合には、事前に
協議する旨お伝えしているところであり、この
方針に変更ありません。

当庁業務につきましても、日頃から格段の御
理解を賜わっているところですが、今後とも美
保基地が安定使用できるより御協力願います。

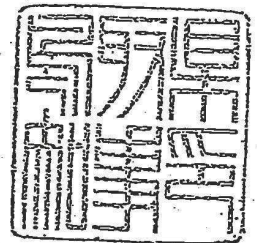


発 企 第 2 2 号

昭和 6 0 年 2 月 2 6 日

呉 防 衛 施 設 局 長 殿

鳥 取 県 知 事



美保飛行場への輸送機の配備について（依頼）

美保飛行場への輸送機の配備については、騒音対策に関連して、地元として重大な関心を持っているところであります。したがって、今後、仮りにC-1輸送機を追加配備するような事態が生じた場合には、当県に対し、十分な時間的余裕をもつて事前に連絡されたい。

また、仮りに、現在使用中の機種を変更するような事態が生じた場合には、当県に対し事前に協議する旨の口頭回答を従来から得ていたところであり、今後もその扱いは変わらないものとするが、確認されたい。